

11. 管理運営

[到達目標]

大学は、その教育理念に基づいて学生を教育し、研究活動を展開している。その目的を達するために必要な管理運営上の諸組織が本来の目的を達成する形に組織され、適正に機能していなければならない。本学では、「青山学院大学学則」により、各学部意思決定機関として教授会、専任教授会が設置され、それぞれの果たすべき役割が明記されており、今後もその規定に従ってそれぞれが公正に運用されなければならない。また、学長、学部長、研究科長の任免に当たっては、定められた選任規則に従って公正かつ妥当な方法で、本学の教育理念・目的を達成するのにふさわしい人選が求められる。

2007年度に全入時代を迎え大学改革が求められる今、教育内容にも踏み込んだ改革を行うためには、各学部・研究科等の個別の活動を充実させるばかりでなく、全学的な視点による政策決定も要請される。教学上の決定が、学部長会の調整を経て、全学的協力のもとに運営されることが望まれる。

青山学院大学は青山学院を構成する学校の1つであり、**教学上の統括は院長にゆだねられ**、各学校の長他による**常務委員会が教学上の最高意思決定機関として機能**するべく、規則が整備され、運営されている。教学上の意思決定の手順が民主的に採られることが基本的な原則ではあるが、**大学経営の視点と教育を重視する教学的な視点、大学運営全体を重視する視点と各学部等の独自性を重視する視点など、せめぎ合う場面も想定され、双方の適切なバランスをもって最善の意思決定が可能となる運営形態を整えることが、全入時代における最重要課題である。**

A 群・学長・学部長の選任手続の適切性、妥当性

B 群・学長権限の内容とその行使の適切性

C 群・学長補佐体制の構成と活動の適切性

C 群・個性ある学長の募集・選任を可能ならしめるような学内的条件の整備状況

本学の**学長の選任**は、学長候補者選考委員会を設置して予備選挙を行った後、学長候補者選挙総会において候補者1名を選出し、常務委員会の議を経て、理事会に付議され決定する。選任手続きは、「学校法人青山学院寄附行為細則」ならびに「青山学院大学学長候補者選出に関する規則」として**本学の設置形態及び建学の精神を踏まえて明文化され**、選挙にあたっては、規程に沿って選挙管理委員会を設け、選挙は厳正に行われている。また、学長の任期は4年と定められている。なお、現行の規則は、学長選挙制度に関わる数年の学内議論の後、全学的な合意を得て2006年3月に改正されたものである。おもな改正点は、学長候補者選考委員会を必ず設けることとし、かつ委員数を増員してその適切性を図ったこと、研究科・専門職大学院の増設に伴い専任事務職員の選挙有資格者の算定方法の適正化を図ったことである。これは、従来の学長選挙の方式をより適切な形に整えたという趣旨であって、制度的に個性ある学長の募集・選任の機会を高める工夫をしたことにはなっていない。また、**選挙時における候補者の所信表明の提示**は、各候補者の方針を明らかにし、選挙における有益な判断材料になるとともに公約的な面をもち、教育研究活動の円滑な管理運営を遂行していくうえで有効なものである。学長選挙は事務職員を含む各学部の意向が反映された結果であり、選任された学長は自らの所信表明を実現すべくリーダーシップを発揮することができる。

学長の職務は、同細則に「校務をつかさどり、所属する職員を統督し、院長に対して責任を負う」と明文化され、「大学を代表」し、「教育研究を統轄」し、「学生等の管理に責任」を負い、「職員を職務上及び服務上統督し、その所属長」となり、「施設設備の保全管理に責任を負う」と定められている。また、学長は全学的審議・調整機関である「学部長会及び大学協議会の議長となる」と定められている。

同様に「青山学院大学職制規則」には、「学長は、本学を代表し、校務を総理し、所属教職員を統督する」、「本学の教育上の成績に関し、院長に対し責を負う」、「本学の使用する建物を管理する」と定められている。また、学長は、学部長会、大学協議会の他に、入学試験委員会等全学的委員会の議長を担当することとなっている。

学長の所管は広範にわたるため、これを補佐するため**副学長制度**を採っている。副学長制度については、数度の関連規則の改正を行い、学長の下に2年任期の副学長を3名以内おくこととした。また、副学長の職務について整備し、「**学務及び学生担当業務**」、「**総務担当業務**」、「**将来構想及び第二部担当業務**」と規定した。これらは、「学校法人青山学院寄附行為細則」、「青山学院大学副学長の職務及び選任に関する規則」、「副学長の職務分担に関する細則」に明文化されている。各副学長は、学長が委任する業務を代行する他、その職務分担に従い、全学的会議、委員会等の議長となり、学長を補佐している。

学部長の選任及び職務については、「学校法人青山学院寄附行為細則」、「青山学院大学学部長及び専門職大学院研究科長候補者選出に関する規則」ならびに「学部長及び専門職大学院研究科長候補者選挙に関する申合わせ事項」として明文化されている。これらの規則は、私立学校法の改正に伴い、2006年に一部改正、整備されたものであり、大部分が大学の選挙規則として独立したことにより、その改廃や見直しの議論が容易となった。

学部長の選任については、同細則に基づき「キリスト教教育に理解があり、人物、才能、学問及び職見において適格と認められる者であること」とされ、任期は2年と定められている。また、「学部と当該学部を基礎とする大学院研究科の一体的な運営を進めるため、研究科の長を兼ねる。ただし、学部長から特段の事情があると願い出があり、院長と学長による協議を経て、常務委員会及び理事会においてやむを得ないと認められた場合に限り、学部長以外の者を研究科長に選任することができる。」と定められている。選任にあたっては、諸規則に従って選挙管理委員会が設けられ、選挙は厳正に実施されている。なお、規則では選挙教授会に先立ち候補者選考委員会を設置して候補者3名を選び、選挙教授会を開催することができることとしているが、近年この方式を採っている学部はなく、単記無記名投票による直接選挙により選出を行っている。有権者は、任期の定めのある者を除く専任教員の教授、助教授、専任講師として教授会構成員の総意思を反映するものとなっており、3分の2以上の出席により成立し、過半数を得票した者を次期学部長等の候補者としている。その結果を学長、院長に報告し、常務委員会、理事会の議を経たうえで、次期学部長等として選任されることとなる。

学部長の職務は同細則に「当該学部及び研究科の業務をつかさどり、所属する職員を監督し、学長に対して責任を負う」と明文化され、当該の「学部を代表」し、「学部及び研究科の教員研究を統轄」し、「学部及び研究科に所属する学生等を管理」し、「その他当該学部に係る業務を統轄する」と定められ、「当該学部及び研究科において教授会の議長となる」と規定されている。

以上のとおり、**学部長の教育研究上の諸任務遂行にあたり、現在本学で行われている選任手続きは有効なものであるといえる。**

- A 群・教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性
- B 群・学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性
- B 群・学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性
- B 群・学部長権限の内容とその行使の適切性
- B 群・学長と評議会、大学協議会などの全学的審議機関の間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性
- B 群・大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性
- B 群・評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性

「青山学院大学学則」及び「青山学院大学教授会及び専任教授会規則」に基づき、各学部には、**学部の最高意思決定機関として教授会及び専任教授会が置かれている。**

教授会は、教授、助教授及び専任講師によって構成され、(1)教育及び研究に関する事項、(2)学部学科課程に関する事項、(3)試験に関する事項、(4)学生の入学、退学、転部、留学、休学、卒業その他身分に関する事項、(5)学生の指導、助育及び賞罰に関する事項、(6)学部長候補者の選挙に関する事項、(7)学部代表諸委員の選出に関する事項、(8)学則及び学部諸規則の制定改廃に関する事項、(9)その他学部に関する重要事項及び学部長が諮問する事項を審議及び決定する。なお、休学を除く学生の身分異動の事項については、院長の承認を得なければならないこととなっている。

専任教授会は、教授によって構成され、(1)教員の任免、昇任その他身分に関する事項（ただし、理事会の承認を必要とする）、(2)その他教員人事に関する重要事項を審議及び決定する。

各教授会の構成員は同等の権利と義務を有しており、等しく発言の機会が与えられている。また、教授会には構成員以外の教職員の出席を求めることができ、これにより、教授会構成員は、学部内だけでなく関係部局から意見や説明を直接聴取することが可能であり、学部外の情報や意見等を正確に把握し、それを教授会の審議及び決定に反映させることができる。このようにして、**教授会及び専任教授会は、民主的で健全な運営がなされている**といえる。

また、「青山学院大学教授会及び専任教授会規則」に基づき、**学部の学科には教授会の分科会がおかれている。**教授会で審議・決定されるべき重要事項について、教授会構成委員には、まず、学科主任を議長とする分科会において意見を述べる機会が与えられている。**学科主任**は、学部長の意向を伝達しつつ、当該学科の意見を集約する任を負う。これに応じて、規程上は明記されていないが、学部長、各学科主任、教務主任、教授会担当職員など数名で構成される**主任会**が、教授会と同じ頻度で開催されている。学部長は、あらかじめ学科主任を介して各学科の意向を聴取し、学科間の意見調整を行うことが可能である。これにより、**主任会は学部長と教授会の連携・協力関係を担保する重要な役割を果たしており、教授会における審議及び決定の円滑化と迅速化が図られている。**

さらに、教授会での多様な審議事項を効率的に処理するため、教務関係、入試関係、予算関係などの**重要事項を審議する委員会が数多く設置されており、教授会で審議・決定すべき事項の検討と立案を行っている。**教授会は、学部で決定すべき事項に関し、各種委員会等の答申及び意見を踏まえつつ、審議及び決定を行うものである。また、**学部長は学部全般を統括するものであり、当該教授会における教育研究に関する諸般の案件について必要な経費を確保し、かつそれらの案件が総合的、効率的に**

実施されるよう、学部内・外において報告及び調整を行うものである。以上のとおり、**教授会と学部長は明確な連携協力関係にあり**、また、教育課程の編成・展開、教員人事を含む教育研究活動に関わる事項の決定に、**その構成員の意向が十分反映されるものとなっており、適切な機能分担を果たしている**といえる。

各学部及び大学院各研究科に共通する事項及び大学の運営に関する事項を審議する機関として、「青山学院大学学則」第16条に基づき、「青山学院大学学部長会規則」が定められ、**学部長会を設置**している。学部長会は、学長、副学長、学部長、大学院研究科長、大学宗教部長、大学事務局長から構成され、学長が議長となり、「教授会の審議事項」、「大学協議会の審議事項」、「研究及び教育に関する事項」、「大学運営に関する事項」、「その他学部及び大学院各研究科間の連絡調整に関する事項」について審議することとしている。教授会より選出された学部長はその構成員であり、**教授会の意向は学部長を介して大学全体の審議及び決議に反映され**、学長、副学長のいわゆる大学執行部と学部等の代表者の双方の意思が反映される仕組みとなっている。また、学部長会で取り扱われる全学的な審議事項及び調整事項については、学部長が当該教授会に報告と説明を行い、学部内における情報の共有化と決定事項の実行推進を図っている。学部長会はほぼ隔週で開催されており、教授会の審議結果は速やかに学部長会に伝達され、学部長会の審議結果もまた速やかに教授会に伝えられている。このように、**学部・大学院共通の教育研究に関する重要事項や大学の運営に関わる重要事項については、学内での審議が滞りなく進められ、実行されるよう教授会と学部長会の連携体制が整えられており、適切な役割分担がなされた上で、両機関の運営と活動は行われている**といえる。

また、大学全般に共通する教育研究に関する事項を協議し、大学運営に関する重要事項について学長から報告をうける機関として、「青山学院大学学則」第15条に基づき、「青山学院大学大学協議会規則」が定められ、**大学協議会を設置**している。大学協議会は、学長、副学長、大学宗教部長、学部長、大学院研究科長の他、各学部等代表委員(教授)数名をもって構成され、学長が議長となり、「教育及び研究の基本方針に関する事項」、「学則及び大学全般にわたる諸規則のうち、教育及び研究に関する諸規則の制定改廃に関する事項」、「教職員人事に関する事項」、「学長選挙に関する事項」、「大学の予算編成の方針に関する事項」、「その他教学に関する重要な事項」について、協議事項として意見を求めなければならないこととなっており、**学部代表委員が、大学執行部や他学部委員と直接的に意見交換を行う極めて重要な場となっている**。つまり、大学協議会の場においても学部代表委員を介して質問や意見を発言する機会を有しており、その協議経過や結果は各学部代表を通じて各教授会に報告され、**大学全体の情報共有化と意思統一が図られている**。

このように、各機関の権限の内容は明文化されているが、大学協議会及び学部長会は、議決機関ではなく、本来、協議及び各学部間の連絡調整のための審議機関である。したがって、教学に関する事項については、基本的には各学部教授会が決定し、全学的事項に関して各学部間の一致が得られない場合には、学部長会で調整し、大学協議会の意見を得て、全学部において共通した教授会決定が得られる運営がなされなければならないこととなっている。いずれの機関においても教授会より選出された学部長や学部代表委員が審議に関与し、**それぞれが密接な協力連携関係を保ちつつ、明確で適切な機能分担がなされている**。とくに研究教育に関わる重要事項及び教員の人事に関わる重要事項については、規則上理事会等の上位機関の承認が存在するにせよ、その決議には教授会の意向が十分に反映され、尊重される仕組みが構築されている。各学部教授会間で全学的事項についての議決が異なった場合にも、学部長会、大学協議会等の審議を通じた調整機能が果たされ、ある程度学長のリーダーシップを発揮できるシステムであるといえる。大学の意思決定プロセスの確立状況は、以上のとおりであり、その運用は適切であるといえる。

A 群・教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性

C 群・公・私立大学の管理運営に対する学外有識者の関与の状況

「学校法人青山学院寄附行為」に定められるとおり、本法人には理事17名以上19名以下及び監事2名の役員をおくこととしている。法人としての管理運営は「私立学校法」に則り、**理事会**、**評議員会**等が行っている。**理事会**には院長、大学長が理事として選任されることとなっており、その他は大学の役職者及び女子短期大学長から2名、大学及び女子短期大学以外の設置学校の長から1名、評議員から7名、学識経験者から5名以上7名以下が選任されることとなっている。

評議員会は47名以上49名以下の評議員を持って組織されるが、教学側から院長、大学及び女子短期大学の学長各1名と大学の役職者から9名、大学及び女子短期大学以外の設置学校の長から3名、校友から13名などが選任されることとなっている。また、本学院の設置理念に基づき、原則として**理事及び評議員の過半数は、キリスト教信者でなければならないと規定**されている。

「学校法人青山学院寄附行為細則」に基づき、「学校法人青山学院常務理事会規則」が定められ、**常務理事会**が設置されており、本法人全般の経営及び運営に関する重要事項について協議し、業務執行の方針を決定することとしている。構成員として学校法人青山学院の経営管理の役割を担う理事長、常務理事及び教学管理の最高責任者である院長、総局長、設置学校の長のうち理事である者が加わっている。

他方、「学校法人青山学院寄附行為細則」に基づき、「学校法人青山学院常務委員会規則」が定められ、**常務委員会**が設置されており、青山学院の幼稚園から大学までの設置学校に共通する法人全体の学務、財務、人事等の重要事項について協議し、青山学院の建学の精神・教育理念の統一的な実現を図っている。構成員は、院長、学長、副学長、学部長、研究科長、各設置の学校長などである。

また、明文化していないが、大学の意思形成とその執行の過程において、設置者たる法人与教学組織である大学の双方の役割がより一層尊重されるよう、毎月定期的に大学執行部と法人執行部との間において特定の課題について協議する「**懇談会**」を設けている。

こうした基盤のもとに、教育課程の編成・展開、教員人事等の**大学の意思形成と執行の過程**において、大学の自治が尊重され、**教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲が適切に行われ運営**されている。

A 群・大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性

B 群・大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性

B 群・大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性

大学院研究科の教学上の管理運営については、「青山学院大学大学院学則」第67条及び「青山学院大学専門職大学院学則」第54条により、**研究科教授会の設置**が定められている。それぞれ各研究科所属の教授、助教授等が構成員となり、学部基礎をもつ**研究科教授会**は、(1)学生の入学、休学、転学、退学その他学生の身分の得失及び変更に関する事項、(2)試験に関する事項、(3)学生の指導及び賞罰に関する事項、(4)その他研究科の教育研究の運営に関する事項など、また、**専門職大学院研究科教授**

会は、さらに(1)教育課程、教育方法に関する事項、(2)授業科目の編成及び担当に関する事項、(3)修了の判定及び学位の授与に関する事項、(4)研究科の人事に関する事項、(5)学則及び諸規則の制定改廃に関する事項などを加え、それぞれ教学上の重要事項を審議決定している。

学部に基礎をもち、学部の教授会とメンバーが重なる研究科教授会と、特定の学部と結びついていない独立研究科の専門職大学院の研究科教授会の態様は多少異なっており、専門職大学院には、後に述べる、博士後期課程委員会及び博士課程委員会等に当たる審議機関が設置されていないため、その委員会で審議される事項を専門職大学院研究科教授会においてあわせて審議決定している。

学部に基礎をもつ大学院研究科には「青山学院大学大学院学則」に基づき、当該課程研究科指導教員をもって構成される「**博士後期課程委員会及び博士課程委員会**」と「**博士前期課程委員会及び修士課程委員会**」が設置され、それぞれ(1)当該課程の人事に関する事項、(2)研究指導の編成及び担当に関する事項、(3)学位申請論文の審査及び最終試験、外国語の認定等に関する事項、(4)その他当該課程の教育研究の運営に関する事項を審議決定することと定められている。博士後期課程委員会及び博士課程委員会の審議結果は大学院委員会に、また、博士前期課程委員会及び修士課程委員会の審議結果は学長に報告しなければならないことになっており、適切に履行されている。

研究科には、「青山学院大学大学院学則」第79条に基づき、各大学院の研究科長で構成される**大学院研究科長会**が組織され、学長を議長として、(1)各研究科間において調整を要する事項、(2)諸規則の制定改廃に関して大学院委員会に付議する原案の作成、(3)大学院の予算及び人事に関し、大学院委員会に付議する原案の作成、(4)大学院全般に関する企画及び運営に関する事項を協議している。現在では、学部長会によりこの役割をあわせて運営している。また、学長、研究科長、各研究科教授会選出委員により、**大学院委員会**が設置され、(1)博士の学位の授与に関する事項、(2)大学院学則及び諸規則の制定改廃に関する事項、(3)その他予算、施設等本大学院全般に関する事項を審議している。専門職大学院研究科には、「青山学院大学専門職大学院学則」第58条に基づき、専門職大学院各研究科長、教務主任、各研究科選出委員1名、専門職大学院事務室長をもって構成される、研究科の大学院委員会に当たる**専門職大学院研究科連絡調整委員会**が設置されており、学長を議長として、(1)専門職大学院各研究科間に調整を要する事項、(2)専門職大学院全般に関する企画及び運営に関する事項等、専門職大学院に共通する問題について協議調整がなされている。以上のとおり、学部に基礎をもつ研究科と独立研究科とは、研究科の性格上、多少形態が異なっているが、きめ細かく網羅された協議機関が設定されており、**研究科全体の調整を図りながら適切に運営されている**と考えられる。

研究科を代表する**研究科長の選任**については、**学部に基礎をもつ研究科**は、「青山学院大学大学院学則」第65条に基づき、当該研究科教授会が博士後期課程委員会または博士課程委員会の構成員の中から選出し、学長が任命する。「学校法人青山学院寄附行為細則」第36条に基づき、原則として**学部長が研究科長を兼任すること**としており、教員が学部と研究科を兼任している現状において、学部と研究科は密接なつながりをもって、方向性を異にすることなく連携・協力体制が図られており、適切に維持されていると考えられる。**独立研究科の研究科長の選任**については、「青山学院大学専門職大学院学則」第52条に基づき、当該研究科教授会が教授会構成員の中から互選された候補者を選出し、理事会がこれを決定するとなっており、公正に維持されている。

大学院は、今後ますます社会から期待されるものと考えられるが、その要望に迅速かつ適切に対応するために、管理運営の組織も柔軟に整備していかなければならないと考えている。

以下では、本項目（「管理運営」）について、各学部・研究科等ごとに点検評価を行い、記述した。

〈青山スタンダード教育機構〉

機構においては、「青山学院大学青山スタンダード教育機構規則」に定められた通り、**機構会議が教授会に相当する最高議決機関**である。機構会議は、機構長、副機構長、各領域担当者会コンビナー、各学部及び専門職大学院研究科代表委員、学長指名委員により構成され、役員会からはカリキュラム開発室長、予算委員長、教育評価委員長が列席する。事務部門からは、事務局長が構成員である。事務担当者も列席する。機構会議では、前年度のカリキュラム内容、予算内容、教育評価内容を役員会で検討し、次年度に向けた原案を作成して機構会議にはかり、次年度の基本方針を決定する。それに基づき、各担当者会では次年度のカリキュラムの具体的内容について検討を開始して、次年度カリキュラム（科目構成、コマ数、担当者等）原案を作成し、機構会議にはかり決定する。そのほか、予算の具体的内容、図書費関連事項、『論集』の編集方針、教育評価関連事項、新しい科目の立ち上げなど、**青山スタンダード科目の実施に関する最高議決機関としての役割を十分に果たしている**。カリキュラム編成に際しては、学長から各学部・研究科に対して協力を要請し、各学部・研究科のカリキュラム責任者と機構側で協力しながら進めている。機構は人事権を持たないため、青山スタンダード科目の運営に影響がある各学部・研究科の人事については、機構会議で検討を行い、学部長会を通じて各学部・研究科教授会に対して参考意見を提出し、検討を依頼している。現時点では、その権限と活動内容は妥当なものであると考える。

機構会議と機構長との間の連携については、機構会議議長である副機構長は、役員会の議長も兼任し、機構長も役員会構成員であり、機構長と機構会議議長（副機構長）とは定期的に懸案事項に関する検討を行っている。役員会組織における機能分担が明確になっているため、責任体制はできあがっている。機構長は、学部長会における各学部に対する提案及び調整、大学執行部に対する提案と調整、対外的な活動などが中心であり、副機構長は、機構会議運営、各担当者会、学部代表との連携、事務局との連携をとり、機構の実務責任者となる。このように、機構長と機構会議との間の連携は非常によい形で確立されており、適切である。

機構会議構成員のうち、機構長は大学協議会に執行部側として出席し、副機構長は職務上委員として列席する。また、機構長は副学長として学部長会に出席する。その他、機構長、副機構長は全学教務委員会の議長および構成員であり、全学的審議機関および全学的学務審議機関にはすべて出席する体制ができている。これら審議機関において、各学部から機構に対して意見具申は可能であり、また機構側からの意見具申も可能である。よって、全学的審議機関と機構との間の連携および役割分担はおおむね良好であると考えている。

〈文学部全体〉

「青山学院大学学則」第13条、第14条の定めるところに従って、**文学部には、教授、助教授、専任講師によって構成される教授会と、教授のみによって構成される専任教授会とがおかれており、その審議事項は、それぞれ「青山学院大学教授会及び専任教授会規則」第5条、及び第6条に規定されている**。専任教授会は必要に応じて開かれるが、教授会は月2回の開催を原則とした上で、それ以外にも必要に応じて召集される。

教員人事に関しては、「青山学院大学専任教員の任用及び昇任に関する規則」第2条、第3条、第4条、第5条に明文化された大枠に従って運営されている。文学部専任教授会は、専任教員に関わる個々

の人事案件についての文学部長の諮問を受けると無記名投票で3名の審査委員（主査1名、副査2名）を選出し、その審査報告を受けて可否を審議する。慣例によって、審査委員のうち主査1名と副査1名は当該教員の所属する、もしくは所属することになる学科の構成員より選出するが、副査のもう1名は当該教員の専攻分野との親近性を考慮した上で、他学科の構成員より選出し、もって審査の客観性と公正さを確保するための努力を払っている。最終的な可否は、専任教授会の定足数を全構成員の3分の2とした上で、出席構成員全員の無記名投票により単純過半数をもって議決される。なお、文学部には、その有する高度の専門的学識または技能の故に**専任待遇教員として任用された外国人**が若干数存在するが、「青山学院大学専任待遇外国人教員任用規則」第3条の定めるところに従って、その任用及び昇任に当たっての資格判断基準ならびに手続きは、上記の専任教員のそれが準用されている。ただし、専任待遇外国人教員の雇用は1年ごとの契約更新の形をとり、その平均在籍年数には学科ごとの判断に基づくばらつきがある。また、専任待遇外国人教員は、教授会への出席義務と議決権をもたない。

本学の構成諸学部のなかで最大の規模を有する文学部においては、審議と議決の円滑を図るために、「青山学院大学教授会及び専任教授会規則」第10条の許容するところに従って、**各学科において教授会の分科会がおかれている**。またこれに応じて、**学部長、昼間部学科主任6名、第二部学科主任2名、教務主任の計10名で構成される主任会を原則的に教授会と同じ頻度で開催している**。この主任会は、教育現場に最も近い各学科分科会からの、ボトムアップな方向づけをもつ問題提議と、逆に執行部から現場への指示を含むトップダウンな問題提議とが交錯する、極めて重要な調整の場となっている。

教育課程については教授会での審議結果は十全に尊重されており、教員人事についても専任教授会での審議結果が、学部長会から学院理事会に至る上位の審議・議決機関において承認されている。文学部長は規則に則って教授会を運営しており、また教授会の審議結果を学部長会等に正確に伝達・表現していると評価することができる。評議会、大学協議会との関係についても、おおむね適正と評価できよう。

学部長の選任に当たって、あらかじめ選考委員会を設け、3名の候補者を選挙することができるが、文学部ではそのやり方をとっていない。また立候補制によらず、専ら有選挙資格者の自主投票による。この選任方法によって、過去に問題を生じた事例は報告されていない。学部長は教授会構成員の中から諸委員を任命し、教授会の承認を得て教育・研究に関わる諸任務を遂行する。任期を1期2年とし、再任を妨げない。

現行の文学部長選任方法は、十分に妥当、かつ適切に機能していると考えられる。いわば「ノーブレス・オブリージュ」という、現在の選任方法のよき趣旨を、歪めることなく維持していくよう努めなくてはならない。

「青山学院寄附行為細則」第4章第3節第37条は、「学部長は、当該学部及び研究科の業務をつかさどり、所属する職員を監督し、学長に対して責任を負う。」「学部長の職務として当該学部を代表する等」「学部長は、当該学部及び研究科において教授会の議長となる」ことを規定している。学部長は、この規定に基づいて適切に権限を行使しているといえる。つまり、**学部長は学部共通の教学上の問題のみならず、学部・学科が抱えるそのほかの諸問題の円満な解決につとめ、その責任を果たしている**。また学部長は、教授会においてその構成員及び学科の意見を集約し、学部の意思をまとめて、諸課題の実現に取り組んでいる。

教育学科

教育課程、授業ならびに教員人事など本学科の運営上の責任者として、**教育学科主任と第二部教育**

学科主任の役職がある。その他に、教育学科から選出される、大学全体の教職課程についての運営上のおもな責任者である教職課程主任と大学院文学研究科教育学専攻主任があり、この4つの役職が本学科の運営上の責任者となる。その内、教育学科主任、第二部教育学科主任、教職課程主任は、「学科内内規」に則り選挙によって選出している。被選挙権は本学科の教授・助教授であり任期は2年間で再任は1回までとなっている。選挙権は本学科の分科会構成者（教授・助教授・専任講師）である。なお、大学院文学研究科教育学専攻主任は、教育学科主任と第二部教育学科主任が推薦し分科会の了承を経て選出している。

英米文学科

本学科では、主任選挙は2年に1回実施している。英米文学科、第二部英米文学科それぞれに主任の役職をおいている。直接選挙によって選ばれた主任は任期2年、重任を妨げ、再任は1回のみ、つまり主任をやるのは通算で2回のみ、と学科内の内規で規定している。

フランス文学科

学科主任はこれまで、1期限りで退任する形で、所属専任教員全員が持ち回りで担当すべく、その都度、全員一致の同意の上で、選任されて来た。これは負担の公平な分担の観点から採用された慣行であるが、このポストが一部の者に偏り、成員間に不健全な勢力関係を醸成する危険を予防し、全員が「あなた任せ」にすることなく学科運営に積極的に参与することを保証するために、原則としては適正な慣行といえよう。現にこの慣行の原則は、折々に確認されている。

ただしこの慣行が遵守されるためには、専任教員の年齢経歴上の適正な分布と、能力推定のある程度の現実性とが不可欠であるが、実は近年、構成員の急速な若返りのため、専任教授会メンバーの大部分が主任を経験し、未経験者のほとんどは専任教授会メンバーではないという、主任候補の払底現象が生じている。また主任としての適性に個人によって差がある現実を、能力推定によってカバーするには、やはり最低限の能力と、謙虚に構成員の意見に耳を傾け、コミュニケーションを図る日常的努力によって、全員の信頼を勝ち得ようとする姿勢、そして構成員の側からは、主任を信頼しサポートしようとする志向が必要とされるであろう。

2000年以降の4年間で専任教員の平均年齢が圧倒的に若返ったがゆえに、主任適任者が払底している現状は、時間の経過とともに自然に改善されるであろう。少なくとも、2006年度以降、3期6年にわたる主任候補が新たに加わることはほぼ確実視できている。なお、フランス文学科が「平等な負担に基づく平等な発言権」を運営原則としている以上、主任経験回数に極力不公平が生じないようなシステムを、今後構築していく必要も生じよう。さらに、制度の裏づけは一切ないが、本学科では、時間割作成とホームページ更新に主として責任を持つ副主任がおかれている。副主任は、主任の指名により選任されるが、この「職名」があくまで非公式かつ非制度的なものであり、決して主任の代行となりうる存在ではない点も、専任教員全員が銘記しておかねばなるまい。

日本文学科

本学科の運営上の責任者である学科主任の選出は、学科全体の合意によって行われるが、実質的には着任順の持ち回りにより、1期2年ずつ務めることを慣例としている。この形をとっている理由は、まず第一に、近年とみに激務となっている学科主任の負担を公平にすることだが、同時に、特定の教員に権力が集中することや、学科運営への参加に消極的な教員を生み出すことを防ぐためにも、有効な方法であるといえよう。着任順の持ち回りを保っていると、学科主任就任時に高齢となっている場

合や、逆に若年の場合が生じる可能性があるが、現在、日本文学科は年齢構成もバランスがとれており、新たな教員の任用にあたっては年齢の問題を十分に考慮しているため、少なくとも当分の間は、そうした問題が発生する恐れはない。今後とも、学科主任に運営上の仕事が集中しすぎることのないように、学科内のコミュニケーションを大事にしながら、この体制を支えてゆくべきであろう。

史学科

本学科では、学科主任の選出を学科全体の合意のもとで行っている。例外を除けば、2年ごとに交代し、学科着任順、あるいは、年齢順のいずれかを基本として担当することを慣例としている。選出にあたっては、学科内での十分な議論も行われており、適切な運営が行われている。

心理学科

学科主任は、1期2年を重任を妨げないとして任命してきた。しかし、特定の教員に過大な負担を強いるため2006年度から2期を上限とするよう改めた。しかし、現行の学科構成員10名のみ、また、主任という経験と知識の蓄積を要求される職務に適任者が当たることができるか、懸念される側面もある。

理想とする形態の実現のためには、主任に対するバックアップ体制の充実が望まれる。諸委員の緊密で適正なコミュニケーション、相互補完的な支援体制などが今後も重要である。さいわい、心理学科の教員は全員が青山キャンパスの総研ビルとガウチャーメモリアルホールに研究室があり少人数での合意の形成がその点からは容易である。また、インターネットでの電子メール等の連絡は、全員が使用していることから有用な連絡方法である。主任に対して、さらに次期主任を任命し円滑な引継ぎを企画することもできようが、現有の教員数を鑑み実現していない。

〈文学研究科〉

大学院文学研究科の理念・目的を達成するために本研究科は「青山学院大学大学院学則」に基づいて運営されている。すなわち、「青山学院大学大学院学則」（以下、大学院学則と略記する）第12章（第60～81条）には、各種委員会が規定されており、研究科はこれに従って民主的に運営されている。

研究科運営の中核となるのは研究科教授会であるが、本研究科教授会は、各専攻における審議決定をふまえて、民主的かつ慎重に最終決定をしており、適切にまた有効に機能している。また、各専攻共通の課題を検討し、改善・改革を図るためにも、専攻間の連絡を密にし、専攻主任会議を重視する必要がある。

〈経済学部〉

本学部には、昼間部と第二部が存在するが、それらは同一の教員集団によって管理運営されている（ただし、大学設置基準上昼間部と第二部の所属分けはある）。管理運営の組織としては、「青山学院大学学則」第13条に基づく教授会が、「同」第14条に基づく専任教授会がそれぞれ設置されている。

「青山学院大学教授会及び専任教授会規則」において定められている規定に従い教授会、専任教授会は運営されており、学部自治が脅かされる事態はとくに生じていない。

以上のような教授会・専任教授会体制・運営においてはとくに問題とすることもなくおおむね理想的といえる。ただし、評決の際の定足数が3分の2で議決が過半数で成立することを考えれば、構成員の3分の1の賛成で議決が成立してしまうことになる。この比率をもう少し高める必要もあるかもしれない。前回の報告書においてこの点について「2分の1」も一案と記述したが、そうした点について

の検討が必要であろう。

学部長の選出は「青山学院大学学部長および専門職大学院研究科長候補者選出に関する規則」に基づき、学部教授会（3分の2以上出席）において無記名投票による選挙を行い、投票者の過半数獲得者（相対多数ではない）を学部長するという方式でなされてきた。ただし決定は理事会が行うものとしている。なお規定ではあらかじめ選考委員会で候補者を絞り、そのうえで選挙するという方法も可能であるが、本学部ではこの方法がとられたことはない。

こうした方法は学部自治という点からみて有効であると思われる。ただ、今後本学部が複数学科制に移行する可能性もあるが、そうなった場合に必要な改訂については検討されるべきかもしれない。

なお、昼間部、第二部学科主任についても従来は選挙で選出されてきた。しかし大学激動の時代を迎え民主的選挙で選出された学部長のイニシアチブを強固なものにし、変化に機動的に対処できるようにするために、基本問題検討委員会（学部内委員会）答申を受けて、2002年任命制に移行することとし、2004年より実施している。この評価については今後本学部が直面している問題への対処の中でおのずと結論がでることになるだろう。

〈経済学研究科〉

本研究科には研究科教授会、博士後期・前期課程委員会が設置されているが、学部とほぼ同一の専任教員（原則、教授及び学位保有の助教授）が兼担するかたちで構成されている。本研究科指導教員全員が教学上の管理運営・教育研究に関する意思決定・執行に関与するという点で適切かつ妥当といえる。その反面、学部教授会との兼任という性格から、学部教授会後に研究科教授会等の会合が開催されることが多く、審議に費やされる時間的余裕に欠け、いきおい形式的な事務処理に終わるといった面のあることも否定できない。

現行の大学院研究科の教学上の管理運営組織のシステムについては基本的には適切であり、この枠組みを維持することは妥当と考える。ただし、これを構成する各研究科における当該研究科教授会、博士後期・前期課程委員会は重複する面もあり、各研究科の事情等に配慮して、それらの運営の合理化や効率化を当面の検討課題とする議論が必要であろう。

また中長期的には、大学院教育研究の将来のあり方と関連するが、例えば、大学院専任教員の任用（または学部教員の期限つき研究科専任教員制度の導入）を考慮して本研究科の教学上の管理運営を行わせしめ、学部と研究科との連携を図ることも検討していく必要がある。大学院が研究者養成機関にとどまらず、国家試験、資格取得、さらには社会人のリフレッシュ教育や高度の職業人教育といった、広く多様な社会的ニーズに応えることが期待されている状況を考えると、大学院専任教員の制度化はそうしたニーズに適合するのみならず、学部との兼務による教員の負担を軽減し、学部と研究科の双方でより充実した、特色のある教育研究活動の展開に資することにもなる。

〈法学部〉

教学事項に関しては諸規則で定められているように、本学部教授会の中心的な関与のもとに運営される仕組みが保障されているが、実際には、制度的にあるいは事実上、全学的な計画・行事あるいは財政に強く拘束され、その点で本学部教授会による教育課程の編成等が大きく制限されることもある。いわば、学部の独自性・独立性の限界とでもいうべき問題である。これは、大学の全学部を横並び的・調和的に発展させる等の点では優れているが、それがあまりに強すぎると、学部教授会を中心とした特色ある個性的な学部教育を発展させることを困難にし、そのことが大学全体の発展を阻害する場合もある。本学部が、かなり思い切った独自の特色ある法学教育を模索しようとするとき、本学部教授

会はこの難点に直面することが若干あった。

本学部が、教授会のイニシアティブのもとで、社会のニーズを的確に捉えて、個性的な法学教育の実現のための制度改革や条件整備を図ろうとする場合には、本大学の目的や理念の枠内において学部教授会の独自性・独立性ができるだけ大きく認められる必要がある。とくにそうした法学教育の実現のためには、教授会自体が学部独自の予算権限を一定程度認められることが必要となるであろう。また、大学の将来における発展の強固な基盤作りの観点からは、卒業生の組織化が重要になってくるが、卒業生との直接的な結びつきを考えた場合には、むしろ本学部が教授会を中心として積極的に取り組むべき課題であると考えられるので、これに対応できる教授会の権限のあり方が検討されるべきであろう。

学部長の選任手続きについて、規程では学部長選任に関する選考委員会を設置して候補者を選んだうえで教授会において学部長選挙を行う方式も定められているが、本学部では、学部自治の観点からこの方式にはよらないこととしている。**前述の教授会のあり方と責任を考えれば、このように本学部の教授会構成メンバーの直接選挙によって民主的に学部長を選出する制度は適切なものといえる。**これまでのところ、その運用も適切に行われており、とくに問題は生じていない。今後も、その運用が適切に行われる限り、とくに改革・改善すべき点は差し当たりは見あたらない。

学部長の職務は、諸規則で定められるとおり、**本学部では適切に機能している。**しかし、その職務は特定の教員に重い負担を負わせるため、**研究に少なからぬ犠牲を強いることは避けられない。**その意味で、とくに再任の場合には職務分任上著しい負担の不公平が起こりうるので、再任者には本人の事情によって再任を辞退することができるような制度的措置が必要であると思われる。しかし、この点については大学全体の制度上の問題に関わるので、ここでは問題の指摘のみにとどめる。

〈法学研究科〉

本研究科の管理運営体制としては、研究科長を中心に専攻ごとに専攻主任がおかれている。意思決定機関としては大学院法学研究科教授会が設けられている。教授会への議題や原案の提案については研究科長と専攻主任による法学研究科主任会で協議・検討がなされることになっている。学部教授会との関係は、学部を基礎とする大学院の側面を保ちつつ、相互の立場を踏まえて連携をとっている。

実際の管理運営においては、とくに新しく設置されたビジネス法務専攻ではビジネス法務運営会議を設けて従来と比べて大きく増加した学生への対応や教育内容等を機動的に協議・検討し、必要な施策等の原案を作成するなどを行っている。

大学院全体としての管理運営体制としては、新しく設置されたビジネス法務専攻の制度基盤が整い、現在進めている私法専攻・公法専攻の改革が一段落した段階では、その在り方を改めて検討する必要が生じるかもしれないが、現段階では、**研究科長を中心に管理運営を行い本研究科の教授会で意思決定を行っていく体制自体にはとくに問題はない。**むしろ、必要に応じて運営会議等が設けられ、その不十分な点を機動的に補っている点は評価すべきである。

〈経営学部〉

教授会は学則第13条により、教育研究に関する事項、学生の入学、退学に関する事項等を「審議及び議決する」と規定されており、日常業務については概ねその趣旨に沿った機能を発揮している。しかしながら、学科の増設や授業科目の増設など予算を伴う問題については、全学的な了承を必要とする事項であるためほとんど権限がない状態であり、このことがカリキュラムの改革、教育効果の向上に大きな制約となっている。

また、学部理念・目的を実現するため、新たに学部独自にビジネス英語研修のため学生をアメリカに派遣したり、フレッシュマン・キャンプを実施するなどの事業を開始したが、そのための事務支援体制が十分でないため、教務課職員の過重負担になっている。学部の通常業務の体制はとられているが、教育プログラムの改革に必要な資源について教授会にすべての権限があるわけではなく、事務部門、理事会との調整を経る必要がある。

経営学部長は任期を2年とし、経営学部教授会において無記名投票により選出されている。学部長選任方法に関して、選考委員会を組織するか否かは、あらかじめ教授会で諮ることとしているが、本学部では通常選考委員会を設けることなく、直接教授会で投票により決定している。このように**学部長は教授会を構成する教員の総意を反映するように選出されている。**学部長は、**教員の欠員補充については発議件があり、経常費予算の執行については決済権限がある。**しかし、施設の新設、教員の増員、予算の増額については、理事長、常務理事を中心に全学的な調整を必要としており、学部長及び学部独自の決定権はない。学部改革や学部の独自性を発揮させるためには、密接な連携を保持することが重要であると考えられる。

〈経営学研究科〉

研究科長は、学部選出の学部長が兼任している。しかし研究科長は学部運営に忙殺されがちであるため、学則に従い**専攻主任を置き（「大学院学則」第66条）教務を一任している。**さらに、経営学研究科では**経営部門、会計部門、商学部門から各1名を選出した大学院教務委員会**を設け、専攻主任を補佐するとともに大学院改革案作成の役割に就いている。

経営学研究科は、現状では規模が小さく学生数も少ないので、通常の管理運営に支障をきたすというような状況は生じていない。研究科教授会は、入学試験の時期を除けばおおそ毎月1回程度開催されているが、現在のところは、この程度の開催回数で十分である。

経営学研究科教授会のメンバーは同時に経営学部教授会のメンバーでもあるため、その開催を学部教授会に合わせることによって教員間あるいは部門間の連絡、調整を円滑に進めることができ、研究科教授会の審議が効率的に行われる。その一方で学部教授会での重要議題の審議が長引くと、研究科教授会での審議が十分になされないという場合もある。つまり、会議の時間的制約から、長時間を要する将来的問題についての検討は先送りされる傾向がある。

管理運営の長所も問題点とともに、大学院担当教員がそのまま経営学部の昼間部及び第二部の担当者でもあることに由来しているといえるであろう。

経営学研究科を現状のまま継続するならば、日常的管理運営については現在の仕組みで支障は生じない。しかし現状の変革や、新しい制度の導入には幾つかの困難が伴う。

第1には、前述のとおり、大学院の会議に多くの時間を割くことができないことである。これを改善するためには、少なくとも月1回程度、日常的運営から離れて改革問題のみを検討する会議を計画的に開催し、改革問題を担当する大学院教務委員会を中心として具体案の作成を進めなければならない。

第2には、経営学研究科の教員はすべて経営学部教員の兼担であるため、大学院の改革はとくに教員組織及び授業負担について学部に影響することである。研究科専任の教員組織ができないとするならば、大学院独自の優れた改革案を作成しても、それは学部カリキュラムを維持するために実行不可能とされかねない。したがって実現可能な改革には、大学院教務委員会は学部教務委員会と改革内容に関して連絡・調整するための公式の場を持たなければならない。このことは、大学院を学部教育に続く、高等教育の上級コースとして位置づけるためにも重要課題である。

研究科長の任免は、大学の理念・目的に配慮しつつ、規定にしたがって、公正かつ妥当な方法で行わなければならない。**経営学研究科の研究科長は、従来より経営学部の学部長が兼ねることになっており、その学部長は学部長選挙規定**（「学校法人青山学院寄附行為細則」及び「青山学院大学学部長及び専門職大学院研究科長候補者選出に関する規則」）**に基づいて選任されている**。そして経営学部では、学部長選挙は学部長以外の選挙管理委員によって進められる。選挙は有効得票数の過半数をもって終了する。学部長選挙に当たり、事前に候補者を数名に絞り込むといったようなことは一切していない。以上から、学部長そして研究科長は規定に基づいて客観かつ公正に選任されているので、その選任は適切かつ妥当と考えられる。教授会の一部に経営学部長と経営学研究科長の兼任を禁じるべきとの議論もあるが支配的になっている訳ではなく、中長期的に検討する課題と考えられる。

〈国際政治経済学部〉

教授会は原則として隔週に、必要に応じてそれ以外にも召集され、専任教授会は必要に応じて開催される。近年教授会では**学部の活性化のための諸方策**が真剣に討議されてきた。例えば、教授会や学科会、主任会議などでの数年の討議を経て、**国際コミュニケーション部門が、独立した学科として再編成**され、本学部は3学科編成となって**社会的にも注目**された。

本学部の管理運営はすべて教授会の審議を通じて決定されている。毎回の教授会に先立ち、また必要に応じて、**学科別に学科会**が開かれている。学科会の前あるいは必要に応じて、学部長と学科主任等から成る主任会議が開かれている。学科課程の編成や人事問題、その他重要な問題については学科会で討議される。学科主任は各学科の意向を汲み、主任会議では学部長と学科主任が十分な討議を行っている。学部長は学科に関わる問題に関しては基本的には各学科の意向を尊重する伝統が定着している。以上のことから判断して、**学部教授会、学科会と学部長の間には明確な機能分担と協力、連携関係が存在している**といえる。

大学協議会など全学審議会の活動に関しては、学部長や学部選出の委員から学部の見解や立場が諸審議会において表明されており、また教授会では学部長や学部選出委員から審議会の報告がなされ、必要に応じて討議もなされている。

教授会は学内規則に則った権限を適切に行使している。また、教育課程や人事の面でも、課せられた役割を適切に果たしていると認められる。**学部及び学科の自治は制度的に尊重**されている。学部に関連した諸問題の最終的な決定は教授会で行われており、教授会は最高決定機関としての機能を果たしている。今まで教授会や学科などの自治が冒される事態は生じていない。

しかし、いくつかの問題もある。例えば、人事任用の面では、期間中に人事が定まらず翌年に繰り延べになることがある。また、主任会議で周到な討議が行われていること自体は長所であり、諸問題の円滑な解決や改革の推進に肯定的な役割を果たしてきた。しかし主任会議であらかじめ綿密な討議が行われるために、教授会での討議が形式的になる場合もある。各学科内では十分な討議が行われていても、学科間の意思疎通や討議が教授会で十分行われていないことがある。

また、学部の将来にも関わる大学全体の大きな改革や事業の実施に関して、その戦略や理念、具体的な方策についてあらかじめ教授会で必要な情報が得られず、そのため十分な認識や討議を欠いたまま事態が進行することがある。これは、学部教授会の問題であると同時に、大学の理事会・執行部と学部の関係の問題でもある。

前回の自己点検では教授会の運営面では、効率的審議と、実質的な審議の両立を図るための工夫が必要と指摘されていた。**主任会議で十分討議がなされているので、教授会での効率的な審議の伝統は保たれている**。ただ、実質的な討議の面では、**今後は学科間の意思疎通を図り、教授会をより活性化**

する工夫や努力が必要である。人事に関しては、インターネットを利用しての公募など有能な人材を国際的に広く求める努力は前回よりもっと行われている。ただ、人事が先送りになるのを避けるために、このような努力をより早い段階からいっそう積極的に進める必要がある。

学部長の選任は、本学部では、立候補制ではなく、教授会構成員が自主的投票によって候補者の選出、決定を行っている。また、あらかじめ選考委員会を設け、3名の候補者を選出することができるが、この方法は実施していない。任期は1期2年であり、再任を妨げない。**本学部内の申し合わせ事項**として、学部長は連続、非連続を問わず最大2期までと決められている。特別の事情により任期の延長を必要とする場合は、教授会構成員の4分の3以上の賛成を必要とする（2003年6月11日第4回国際政治経済学部教授会記録）。これらより、学部長の選任手続きは、適切であると判断される。また、特別な支障が生じない限り、学部長の選任手続きは、今後も現制度の趣旨を踏まえてこれを維持することが大切である。

学部長の権限（職務）については、「青山学院寄附行為細則」に則って行使されている。現状では、学部長の権限は規則にしたがって**適切に行使されている**と認められる。

ただし、諸外国の学部長と比較するとき、本学に限らず、一般的に我が国の大学の学部長権限は、法人の理事会や大学執行部に対して小さいといえる。したがって、学部長の判断や裁量で学部が独自の活動を行う余地が少なく、その意味で学部の自立性も相対的に弱いといえる。

学部長の権限やその行使に関しては、学部内に関しては現状を維持すればよく、とくに変更する必要はない。将来的には、大学内での学部の自立性とともに関学部長の権限もより大きくすることを検討課題としてもよいのではないかと。

〈国際政治経済学研究科〉

本研究科教授会は、すべては「**青山学院大学大学院学則**」に基づき運営されている。

本研究科に設置されている3専攻には、任期2年の**専攻主任**がおかれ、専攻主任は研究科長を補佐している。**研究科主任会**は専攻主任と研究科長によって構成され、研究科教授会にかけられる諸案件について綿密な審議を行っている。研究科博士後期課程委員会より、任期2年の**大学院委員**が選出される。本研究科長及び大学院委員は大学院委員会に出席し、本研究科の審議・決定事項を報告し、大学院全体の審議・決定に関与している。研究科教授会構成員は、大学院の各種委員会委員となり、大学院全体にかかわる事項の審議・答申及び運営の任に当たっている。学部教授会と研究科教授会は別に開催されるが、通常続いて開かれる。学部に基礎をおく大学院研究科であるため、メンバーについてもかなり重複しており、学部と研究科間の必要かつ十分な連携がとられている。

本研究科設置以来の組織、カリキュラム等における数多くの改革・改善の実施を見ても明らかなように、本研究科教授会及び各専攻会の運営は、メンバー全体の協力体制によって行われており、本研究科の教育の改革、水準の向上、教育・研究活動の活性化を図る上で有効に機能していると評価される。研究科内には国際経営の専門職大学院が独立し、また国際コミュニケーションの比重が大きくなるといった変化に伴う過渡期の諸問題も存在する。しかし、**管理運営上に大きな問題は生じていない**。

学部組織とともに大学院研究科の組織も、時代の新たな要請に沿うために今後も引き続き改革の努力を続けなければならない。この点においてこれまでの**本研究科の管理、運営は概ね良好**に行われており、この管理、運営の基本形態に関して、とくに改善すべき問題点は見当たらない。

〈理工学部〉

専門教育に関する改善、改革に関しては、教授会の決定は十分尊重され実行されている。カリキュ

ラム改編においてコマ数の増加をとまなわない場合には学部で自由に改善を進めることができるが、コマ増をとまなう場合には予算措置が必要となるため、学部長会の議を経なければならず、必ずしも教授会の希望が認められないことがある。

従来の定員の範囲である定年退職教員の後任人事に関しては、必ず補充が認められている。また、青山スタンダード科目を担当する新任者が本学部所属となれば、審査委員会が本学部教授会メンバーを主体に編成されており、その審査結果は尊重され、教授会主体の適切な新任人事が行われているといえる。課題としては、現在定年退職教員が在籍する最後の年度になってから後任人事の審査に関する作業を始めている場合が多いが、教員人事は業績のみならず教育に対する情熱、人物などいろいろな角度で評価して人選をすることが望ましいことから、新任候補者選定は新年度に入る3ヵ月前（教員が定年退職する1年3ヶ月前）には採用人事を開始した方がよいと考えられる。

本学部には、各学科主任により構成される主任会、各学科の運営組織である教室会議の他に、教務委員会、予算委員会、自己点検・評価委員会、学生部委員会、入試検討委員会など、**学部運営の基本的課題ごとに多くの委員会を設置**している。各委員会が担当する事項に関し、教授会で審議・決定すべき事項の立案を行ったり、決定された事項の実行にあたっている。これらの**各種委員会を活用することにより、学部教授会と学部長との機能分担が適切に図られており、また相互の連携協力関係が促進されている**。このように、学部長が独断専行に陥ることなく、教授会構成員の意向をふまえて学部運営にあたっている点において、権限行使の適切性を確保している。今後も学部執行部とこれらの委員会等の有機的協力関係の下に、学部のさまざまな業務は遂行されるべきである。

本学部からの要望事項は、基本的に、大学内における審議機関である学部長会及び大学協議会において審議された後、大学執行部を通じて法人の常務委員会や理事会に付議されるので、基本的には直接本学部と法人との間で意思決定がなされることはなく、その意味では法人との連携協力関係及び機能分担はない。しかし、本学部長が常務委員会の構成員（理事会は列席）となっているので、必要に応じて補足説明等を行い、意思決定に参加している。

理工学部長は任期を2年とし、理工学部教授会において無記名投票により選出されている。学部長選任方法に関して、選考委員会を組織するか否かは、あらかじめ教授会で諮ることとしているが、本学部は過去20年以上選考委員会を設けることなく、直接教授会で投票により決定している。過半数の得票者があるまで投票は繰り返されるが、最終的に同数で残った場合などについては「**学部長候補者選挙に関する選挙管理委員の留意事項**」により細かく規定されている。

学部長は、選考委員会を設けず直接選挙により選出され、極めて民主的に選出されている。しかしながら候補者を選ぶ判断基準に乏しい新任の教員などからは、選考委員会方式により候補者を数名選出し、候補者の所信を聞いたうえで選挙する方が良いとする意見も聞かれる。この点については、1998年1月の学部長選挙より、前述のとおり、選出方法について事前に教授会に諮ることとなった。今後、このやり方が踏襲されてしかるべきと考える。

このようにして選出された学部長は学部の運営に責任を持ち、教授会及び専任教授会、主任会の議長を務めている。学部長は民主的に選出され、かつ、学部教授会と学部長との機能分担が適切に図られており、相互の連携協力関係が促進されている。

〈理工学研究科全体〉

研究科教授会、博士後期課程委員会、博士前期課程委員会に諮る議題に関する事前の議論を含めて、研究科の運営に関する案件は、専攻主任（1名）及び各コースで選任されるコース教務主任（計8名）によって構成される**教務主任会議**を中心に議論される。ここでは、各コース独特の性格や慣習などを

も含めて、**研究科全体の調整や共通概念の普及**に努めている。ただし、**予算に関する案件**は、学部予算委員会において研究科に関するものも含めて協議するので、教務主任会議では取り扱わない。各コースの意見は各専修コースの**コース会議**において**集約**される。

理工学部長は理工学研究科長を兼任することとしており、理工学部及び研究科両方を統括する。**専攻主任は研究科長が推薦し**、研究科教授会の承認を得て選出される。**専攻主任は学部主任会議のメンバーであり**、これらにより、**学部と大学院両者の意思の疎通が円滑に行われ、有機的に連携して日常の運営を遂行している**。

学部教授会と大学院研究科教授会とは明確に区別されているが、本学では学部教育と大学院教育とを兼担する教員がほとんどであり、両教授会の意思疎通は十分に図られており相互の関係は良好である。また、大学院研究科教授会と学部教授会は同一日に実施し、効率的な会議開催を行っている。以上のとおり、**本研究科における理念・目的を達成するために、明文化された規定にしたがい、適切かつ公平に管理運営を行っている**と考えている。

基礎科学コース

現在、コース担当教員により、毎月2回以上コース会議を開催、または適宜電子メールを用いてのコース会議を行っており、教員間の連絡やコース教員相互の意思決定は適切に行われている。

化学コース

教務主任会議の議事に基づき、必要に応じて電子メールを中心とした会議を行っている。コースに所属する教員が同じ学科に所属しているため、学科会議を兼ねて研究科に関する相談を行うこともあり、コース運営は円滑に行われている。

電気電子工学コース

本コースは、選任されるコース教務主任のもとに運営されている。現在は本コースの全教員が電気電子工学科専任教員と兼担しており、電気電子工学科主任が本コース教務主任を兼任している。

カリキュラム、学位審査などすべての教学上の決定事項は電気電子工学コース会議においてコース教務主任を中心に慎重に議論され、決定されている。

本コースにおける教学上の管理運営組織は極めて円滑に機能しており、その活動の状態も適切なものであると考える。

マネジメントテクノロジーコース

本コースでは、カリキュラム、学位審査、将来計画などの教学事項は、コース教務主任を中心にコース会議において慎重にかつ十分に議論されて決定しており、管理運営組織は円滑に機能し、その活動も適切なものであると考える。